

(別紙 - 4)

設計図書等(参考資料を含む)に対する質問等について(業者周知用)

標記に対する取り扱いを、下記のように定めたのでお知らせします。

1. 質問について

(1) 方 法

電子入札に付する入札の場合

質問書は、原則として電子入札システムにより提出するものとする。質問者は質問書を提出する前に連絡し、提出後においても必ず着信確認をすること。電子入札システムによる提出が困難なときは、の方法により提出することができる。

以外の入札の場合

設計図書等(参考資料含む)に対する質問等をする場合は、質問者は事前に連絡を行い、書面で質問書を発注者に郵送で提出する。やむを得ない場合は、FAXも可とする。(FAXの場合は、入札期日までに原本を郵送すること。)

質問者は、郵送・FAXを問わず着信を確認すること。(質問事項の前に設計図書の質問か参考資料の質問かを明確に記入すること。質問例を参照)

(2) 期 限

見積期間が10日以上一般競争入札(一般競争入札試行含む)の場合、入札期日の7日(設計金額が5,000万円未満は5日。休日を除く。)前までに行う。

見積期間が10日以上一般競争入札(一般競争入札試行含む)以外の場合、入札期日の5日(休日を除く。)前までに行う。

見積期間が5日以上10日未満の場合は、入札期日の4日(休日を除く。)前までに行う。

見積期間が5日未満の場合は、各発注機関の決定による。

(3) 提出先

工事担当課(室)長

2. 回答について

(1) 方 法

ア 電子入札に付する入札の場合

回答は電子入札システムで回答する。落札者は原本を受け取る。

郵送又はFAXにより質問を行った場合は、質問者に対してはFAXで回答する。なお、電子入札参加者については、電子入札システムにより回答する。

なお、紙入札参加者には、他の入札参加者から電子入札システムにより質問があった場合は、他の入札参加者からの質問に対する回答をFAXにより全て送付する。

イ 電子入札に付さない入札の場合

○ 一般競争入札

回答はインターネットで閲覧に供する。

落札後、落札者は原本を受け取る。

○ 一般競争入札を除くもの

回答はFAXで行うが、FAX着信後、入札参加者は受領連絡をすること。

落札後、落札者は原本を受け取る。

(2) 期 限

質問書の提出期限の日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に回答を行う。

3. 落札後における設計図書等(参考資料を含む)の質問書及び回答書の取り扱い

設計図書等(参考資料を含む)に対する質問書：落札者は発注者より質問書のコピーを受け取り、保管すること。

設計図書等(参考資料を含む)の質問に対する回答書：落札者は公印を押した回答書を1部発注者より受け取り、保管すること。

4. 取扱要領について

(1) 作業の流れ

作 業 項 目	適 用	見 積 期 間		
		10 日 以 上		5 日 以 上 10 日 未 満
		一般競争入札 (試行含む)	一般競争入札以外 (試行含む)	
質問書の提出 ↓	原則電子入札システムにより提出すること。 電子入札システムによる提出が困難なときは、事前に連絡を行い「郵送」を原則とするが、やむを得ない場合は、FAXも可とする。(FAXの場合は入札期日までに、原本を提出させること。)質問者は、郵送・FAXを問わず必ず着信を確認すること。[宛先：工事担当課長]	入札期日の7日(設計金額が5,000万円未満は5日。休日を除く。)前までに提出する	入札期日の5日(休日を除く。)前までに提出する	入札期日の4日(休日を除く。)前までに提出する

回答（送付）	・電子入札に付する入札の場合 回答は電子入札システムで回答する。 郵送及びFAXにより質問があった場合は、質問者に対してはFAXで回答する。なお、電子入札参加者については、電子入札システムにより回答する。 なお、紙入札参加者においては、他の入札参加者から電子入札システムにより質問があった場合は、他の入札参加者からの質問に対する回答をFAXにより全て送付する。 ・電子入札に付さない入札の場合 ○一般競争入札 インターネットで回答書を閲覧に供する。 ○一般競争入札を除くもの 全ての入札参加者に「FAX」で回答する。 必ず着信後、入札参加者は、受信確認をすること。 落札後、落札者は公印を押した回答書を1部受け取ること。	質問書の提出期限の日の翌日から起算して2日（休日を除く）以内に回答する。 回答書の閲覧は公告及び入札執行通知日から入札書投函締切日時とする。（電子入札システム稼働時間とする）。 インターネットでの回答書の閲覧は入札日の24時までとする。
--	--	--

- 注1） 休日とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までをいう。
- （2）質問用紙及び参考例
設計図書等と一緒に配布。

(別紙 - 5)

質問に対する回答について

質問項目	対 応
土質区分	回答する。
地質調査のデータ(最大N値)	回答する。
土捨て場及び流用土等の運搬距離	回答する。
投棄料	処分場名及び処分場所を回答する。
購入土の価格	場所及び見積もり徴収した業者名を回答する。
材料の名称・規格	回答する。
消波根固めブロックの名称・規格	回答する。
仮設計画(仮設道路)	回答する。
〃 (制作ヤード)	回答する。
借地料	回答できない。
コンクリート打設計画	回答する。
重機械や船舶の運搬・回航距離	回答する。
水替日数	水替えに係わる数量計算書を参考資料として回答。 (指定仮設以外の仮設の数量として、当初から参考資料に添付する。)
業者見積単価について	見積もりを徴収した業者名を回答する。
諸経費の工種区分	参考資料として回答する。 (諸経費については、当初から参考資料に添付する。)
測量の地域・地形等の変化率	地域・地形等の変化率区分は、回答する。
設計委託においての増減率	増減の補正事項は回答する。
計上漏れや過大に計上している事	設計書をチェックして、チェックした結果を回答する。 (変更設計が必要な場合は、受注者が決定した後に、契約書第25条に基づき発注者と受注者とが協議して、請負金額の変更を行う。)

注意： 質問に対して回答する場合、原則として金額、補正值(数値)などは答えないで、見積もりを聴取した業者や補正区分などを答えること。

また、明らかに現場を踏査したり公表図書等を参考にすることによって判断できるような質問は、質問書を受け取らないようにする。